

議案第20号

佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例（昭和54年佐倉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び歯科」を削る。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。